

「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき 施設使用料、手数料等に係る費用（コスト）を公表します



本市では、市が提供するサービスについて、費用（コスト）がどの程度かかっているのかを明らかにし、サービスを受ける方（受益者）だけでなく、広く市民の皆様にも、受益と負担の状況についてご理解いただくとともに、受益と負担をより適正な関係とするため、平成24年12月に「受益者負担の在り方の基本方針」を策定し、3年に1度の周期で定期的・継続的に施設使用料、手数料等の見直しを実施しています。

この基本方針に基づき、今回、施設使用料、手数料等に係る令和3年度から令和5年度まで※の費用（コスト）の把握を行い、受益と負担の状況等を取りまとめ、市民の皆様にご公表しますのでお知らせします。

なお、今回把握した受益と負担の状況等に基づき、現在の料金を改定する必要があると判断したものは、今後、料金改定の準備を進めてまいります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に年間を通じたサービス提供ができなかったものについては、令和4年度及び令和5年度の費用（コスト）を把握

○ 公表するコストについて

■施設使用料及び利用料金 130施設

文化施設やスポーツ施設などのうち、使用料等をいただく施設に係る費用（コスト）の状況を公表します。

【コストとは】施設の維持管理費、施設整備費（減価償却費）など

■手数料 25件

住民票の写しの交付手数料など、市民の皆様の利用が多い事務に係る手数料（年間200件以上）と料金改定が必要な手数料の費用（コスト）の状況を公表します。

【コストとは】手数料に係る人件費、物件費など

■その他 10件

施設使用料や手数料等以外で、市が提供するサービスのうち、市民の皆様にご負担をいただいているサービスの費用（コスト）を公表します。

【コストとは】サービスの提供に係る人件費、物件費など

【受益者とは】公共施設等で市が提供しているサービスを利用し、そのサービスによって利益を直接受ける方

※コスト等の詳細は、本市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1003952.html>

お問い合わせ先
担当 経営監理課
042-769-9240（直通）